

臓器移植法が改正されました

2010年7月17日に臓器移植法が改正されました。改正後は、本人の臓器提供の意思が不明な場合でも、家族が書面で承諾することで脳死判定・臓器摘出が可能になりました。また臓器提供の意思表示とともに、書面により親族への臓器の優先提供の意思表示をすることもできるようになりました。

新しい臓器提供意思表示カード

この改正にともない、適正な意思表示と臓器移植の推進のため、(社)日本臓器移植ネットワークは厚生労働省と連名で新しい意思表示カードを作成しました。

新しい意思表示カードでは、以下のような点が変更されました。

1	意思表示の欄は「脳死・心臓停止のいずれでも提供」「心臓停止後のみ提供」「提供しない」のいずれか一つを○で囲むように変更されました。
2	提供したくない臓器の欄が別途設けられ、提供意思に関する欄と分けられました。
3	「特記欄」が設けられ、親族優先提供や組織提供の意思を自筆で記入するようになりました。

なお、臓器提供意思の登録は、インターネット上でも登録することができます。詳細は(社)日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。

(社)日本臓器移植ネットワーク

<http://www.jotnw.or.jp/>